

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年10月3日	宏和運輸倉庫株式会社(法人番号8130001017254)代表者安藤正純	京都府京都市下京区大宮通り塩小路上ル上中之町32	久御山	京都府久世郡久御山町林高黒1番8	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和3年7月14日、同年7月15日、令和4年3月29日及び同年3月31日に死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(3)点呼の記録違反【記録の改ざん・不実記載】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の選任違反(管理者数の不足)(貨物自動車運送事業法第18条第1項)、(10)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(11)運行管理者の選任及び解任の未届出違反(安全規則第19条)	13	13
令和4年10月4日	株式会社キタザワ引越センター(法人番号3010601023767)代表者北澤敏也	東京都江東区三好2-10-6	大阪	大阪府大阪市福島区大開4丁目1-18	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和4年3月2日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年10月11日	不二運輸株式会社(法人番号8120001156573)代表者橘敏彦	大阪府守口市菊水通3-3-4	門真	大阪府門真市ひえ島町29番44号	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和4年2月10日及び同年2月22日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	6	6
令和4年10月13日	佐野辰運送有限公司(法人番号5120102023626)代表者桶谷久人	大阪府泉佐野市湊4丁目1番18号	本店	大阪府泉佐野市湊4丁目1番18号	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和4年3月11日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)乗務等の記録違反【記録】(安全規則第8条)、(5)(6)運転者台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	14	14

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年10月14日	株式会社NKTトランスポート (法人番号9120101028184) 代表者松波雅之	大阪府堺市中区東山 40-3	本社	大阪府堺市中区平井 203-3	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和3年11月24日及び令和4年3月7日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更認可違反【乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反】(施行規則第2条第1項第5号)、(3)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(4)事業計画変更事後届出違反【営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反】(施行規則第7条第1項第2号、第3号)、(5)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(6)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の選任違反(管理者数の不足)(貨物自動車運送事業法第18条第1項)	7	7
令和4年10月14日	第一陸送株式会社(法人番号1120002001215)代表者齋嘉一	大阪府大阪市鶴見区 浜3-4-41	神戸	兵庫県神戸市中央区 港島5-2	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和4年4月14日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の4)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	3	3
令和4年10月21日	有限会社Iテック(法人番号5120102013288)代表者石崎武	大阪府堺市東区石原 町4丁82番	本社	大阪府堺市美原区今 井404番5-201号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和4年9月12日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
令和4年10月21日	奥野運送株式会社(法人番号1120101040956)代表者北村翔太	大阪府泉佐野市上之 郷1565番地1	本社	大阪府泉佐野市上之 郷1565番地1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和4年8月22日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和4年10月27日	アート引越センター株式会社 (法人番号8122001015081) 代表者寺田政登	大阪府大阪市中央区 城見1丁目2番27号	大阪中央	大阪府大阪市都島区 中野町4丁目1番20号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年10月27日	株式会社サカイ引越センター (法人番号6120101002720) 代表者田島哲康	大阪府堺市堺区石津 北町56	港支社	大阪府大阪市西区川 口4丁目9番28号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年10月27日	大和通商株式会社(法人番 号3120901016699)代表者栗 崎尚之	大阪府高槻市日向町 24-1	高槻	大阪府高槻市日向町 24番1号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年10月28日	アオキ物流株式会社(法人番 号1120101009621)代表者青 木淳二	大阪府堺市堺区海山 町5丁目197番	和泉	大阪府和泉市内田町1 丁目7番61号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4号	令和4年4月21日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼 の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(貨物自動 車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条 第5項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動 車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以 下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び 監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、 (4)指導監督告示による運転者に対する指導及び監 督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安 全規則第10条第1項)	0	0